

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	廣瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	藤墳理君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	木村千秋君
11 番	後藤省治君	12 番	富田栄次君
13 番	栗田利朗君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	早野博文君	副町長	片岡兼男君
総務課長	北村嘉彦君	企画調整課長	藤塚康孝君
税務課長	木下誠司君	健康福祉課長	小川裕司君
子育て推進課長	吉野敬子君	住民課長	多賀靖君
建設課長	高橋伸行君	産業課長	立川昭雄君
上下水道課長	太田宣男君	会計管理者兼 会計課長	中嶋努君
消防主任	廣瀬太佳夫君	教育長	和田満君
学校教育課長	水野忠宗君	生涯学習課長	木全豊君

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	藤塚正博	書記	陸田友彦
書記	森田唯		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第3号 垂井町印鑑登録に関する条例の一部改正について

日程第3 議第4号 垂井町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

日程第4 議第5号 垂井町介護保険条例の一部改正について

日程第5 議第6号 垂井町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

日程第6 議第7号 垂井町町営住宅条例の一部改正について

- 日程第7 議第8号 垂井町朝倉運動公園諸施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議第9号 町道路線の認定について
- 日程第9 議第14号 指定管理者の指定について
- 日程第10 議第15号 令和2年度垂井町一般会計予算
 議第16号 令和2年度垂井町国民健康保険特別会計予算
 議第17号 令和2年度垂井町簡易水道特別会計予算
 議第18号 令和2年度垂井町公共下水道事業特別会計予算
 議第19号 令和2年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算
 議第20号 令和2年度不破郡介護認定審査会特別会計予算
 議第21号 令和2年度垂井町介護保険特別会計予算
 議第22号 令和2年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算
 議第23号 令和2年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算
 議第24号 令和2年度垂井町水道事業会計予算
- 日程第11 選挙管理委員及び同補充員の選挙

5 本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議第3号 垂井町印鑑登録に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議第4号 垂井町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議第5号 垂井町介護保険条例の一部改正について
- 日程第5 議第6号 垂井町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について
- 日程第6 議第7号 垂井町町営住宅条例の一部改正について
- 日程第7 議第8号 垂井町朝倉運動公園諸施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議第9号 町道路線の認定について
- 日程第9 議第14号 指定管理者の指定について
- 日程第10 議第15号 令和2年度垂井町一般会計予算
 議第16号 令和2年度垂井町国民健康保険特別会計予算
 議第17号 令和2年度垂井町簡易水道特別会計予算
 議第18号 令和2年度垂井町公共下水道事業特別会計予算
 議第19号 令和2年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算
 議第20号 令和2年度不破郡介護認定審査会特別会計予算
 議第21号 令和2年度垂井町介護保険特別会計予算
 議第22号 令和2年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算

議第23号 令和2年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算

議第24号 令和2年度垂井町水道事業会計予算

日程第11 選挙管理委員及び同補充員の選挙

追加日程 庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会の設置の件

○議長（後藤省治君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

初めに、お願いがございます。

感染症の予防に取り組むため、今定例会中、議会出席者のマスク着用を許可しております。御理解を賜りますようお願いいたします。

また、傍聴される皆様におかれましても、マスクの着用を含むせきエチケットなどの御協力をお願いいたします。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、2番 廣瀬隆博君、3番 乾豊君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷して手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 諸般の報告

○議長（後藤省治君） 日程第1、諸般の報告を行います。

会期中に監査委員から検査結果の報告が1件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告に代え、諸般の報告を終わります。

日程第2 議第3号 垂井町印鑑登録に関する条例の一部改正について

○議長（後藤省治君） 日程第2、議第3号 垂井町印鑑登録に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第3号 垂井町印鑑登録に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第4号 垂井町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

○議長（後藤省治君） 日程第3、議第4号 垂井町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第4号 垂井町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第5号 垂井町介護保険条例の一部改正について

○議長（後藤省治君） 日程第4、議第5号 垂井町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第5号 垂井町介護保険条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第6号 垂井町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

○議長（後藤省治君） 日程第5、議第6号 垂井町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第6号 垂井町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第7号 垂井町町営住宅条例の一部改正について

○議長（後藤省治君） 日程第6、議第7号 垂井町町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第7号 垂井町町営住宅条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第8号 垂井町朝倉運動公園諸施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（後藤省治君） 日程第7、議第8号 垂井町朝倉運動公園諸施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第8号 垂井町朝倉運動公園諸施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第9号 町道路線の認定について

○議長（後藤省治君） 日程第8、議第9号 町道路線の認定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第9号 町道路線の認定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第14号 指定管理者の指定について

○議長（後藤省治君） 日程第9、議第14号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第14号 指定管理者の指定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第15号 令和2年度垂井町一般会計予算

議第16号 令和2年度垂井町国民健康保険特別会計予算

議第17号 令和2年度垂井町簡易水道特別会計予算

議第18号 令和2年度垂井町公共下水道事業特別会計予算

議第19号 令和2年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算

- 議第20号 令和2年度不破郡介護認定審査会特別会計予算
議第21号 令和2年度垂井町介護保険特別会計予算
議第22号 令和2年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算
議第23号 令和2年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算
議第24号 令和2年度垂井町水道事業会計予算

○議長（後藤省治君） 日程第10、議第15号 令和2年度垂井町一般会計予算から議第24号 令和2年度垂井町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

これら10案については、予算審査特別委員会の審査が終了いたしておりますので、これより委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長 藤埴理君。

〔予算審査特別委員長 藤埴理君登壇〕

○予算審査特別委員長（藤埴理君） ただいま一括議題となりました議第15号 令和2年度垂井町一般会計予算から議第24号 令和2年度垂井町水道事業会計予算までの10議案につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、今定例会第1日の会議において設置され、議案の付託がなされた後、3月9日から11日までの3日間にわたり委員会を開催し、執行部担当所管から説明を聴取するなどして、慎重に審査をいたしました。

そして、採決の結果、本委員会に付託されました10議案について、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決するものと決定した次第でございます。

なお、附帯意見として、次の事項について十分留意をして取り組まれることを求めるものがあります。

我が国においては、昨年10月の消費税率引上げに伴う個人消費の落ち込みや異常気象の影響などにより、昨年10月から12月期のGDP（国内総生産）はマイナスに転じた。一方、本町においても令和2年度の法人町民税は減収となる見込みであり、加えて、新型コロナウイルスの感染拡大による経済へ及ぼす影響が懸念され、世界で記録的な株価の下落も続いており、今後の見通しが不透明な状況である。

このような中、各種事業の遂行に当たっては、国の動向や社会情勢を注視するとともに、議会とも十分に協議をし、年度途中での見直しも含め、柔軟かつ慎重な予算執行に努められたい。

終わりに、今般付託された令和2年度予算は、町長就任後、初めての予算編成となり、方針の策定から査定を経て今日に至るまでの間、三現主義を意識して臨まれたものと察するところである。令和2年度が本町にとって、より飛躍する年となることを期待し、意見とする。

以上、予算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（後藤省治君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより10案に対する討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は一括して起立により行います。

10案に対する委員長の報告は、いずれも可決すべきものとなっております。

議第15号から議第24号までの令和2年度各会計予算は、これをいずれも委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

総員起立であります。よって、各案はいずれも委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 選挙管理委員及び同補充員の選挙

○議長（後藤省治君） 日程第11、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法で行いたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

まず、選挙管理委員には、垂井町宮代2736番地の2、田中寛嗣君、垂井町2100番地の44、奈良洋美君、垂井町表佐1581番地、山田常雄君、垂井町府中2389番地、小藪鉄男君、以上の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名いたしました諸君を選挙管理委員の当選人とすることに決定しました。

次に、選挙管理委員補充員には、垂井町1178番地の1、木村進君、垂井町岩手20番地、桐山幸一君、垂井町綾戸112番地、廣瀬忠義君、垂井町栗原1571番地の1、水野裕人君、以上の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名いたしました諸君を選挙管理委員補充員の当選人とすることに決定しました。

次に、補充の順序についてお諮りいたします。

補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

しばらく休憩いたします。

午前9時16分 休憩

午前9時30分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

お諮りいたします。

この際、庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会の設置の件を日程に追加し、議題とすることにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会の設置の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程 庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会の設置の件

○議長（後藤省治君） 庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会の設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。

庁舎跡地等活用に関する調査については、12人の委員をもって構成する庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終了するまで継続調査といたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は、12人の委員をもって構成する庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終了するまで継続調査に付することに

決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会の委員の選任については、垂井町議会委員会条例第6条第4項の規定により議長を除く全議員12名を指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議長を除く全議員12人の諸君を庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午前9時32分 休憩

午前9時33分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

休憩中に庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会が開かれ、委員長に若山隆史君、副委員長に栗田利朗君が互選されましたので御報告いたしておきます。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって令和2年第1回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前9時34分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 後 藤 省 治

会議録署名議員 廣 瀬 隆 博

会議録署名議員 乾 豊